

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ. 認可特定保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 行政処分等を行う際の留意点</p> <p>Ⅲ-4-1 <u>行政処分</u></p> <p>(新設)</p> <p>監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条に基づく業務改善命令、②改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条に基づく業務停止命令、③改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第133条に基づく業務停止命令、④改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第133条に基づく認可の取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-4-2 改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ. 認可特定保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 行政処分等を行う際の留意点</p> <p>Ⅲ-4-1 <u>行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて</u></p> <p><u>Ⅲ-4-1-1 行政処分</u></p> <p>監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条に基づく業務改善命令、②改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条に基づく業務停止命令、③改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第133条に基づく業務停止命令、④改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第133条に基づく認可の取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-4-1-2 改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-4-2 <u>行政手続法との関係等</u></p> <p>(1) <u>行政手続法との関係</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>いずれの場合においても、不利益処分をする場合には行政手続法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>また、申請により求められた認可等を拒否する処分をする場合には行政手続法第8条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。</u></p> <p>(2) <u>行政不服審査法との関係</u></p> <p><u>不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(3) <u>行政事件訴訟法との関係</u></p> <p><u>取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【様式・参考資料編】 別紙様式 I - 4</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(名称) (代表者名)</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長</p> <p>保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第131条に規定する命令について</p> <p>貴社における保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第2条第3項(第2号～第4号)に掲げる書類(事業方法書等)について、下記に該当するので期日までに変更することを命じます。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>60 日以内</u>に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 該当する事由 2. 変更を命ずる事項 3. 期日</p>	<p>【様式・参考資料編】 別紙様式 I - 4</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(名称) (代表者名)</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長</p> <p>保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第131条に規定する命令について</p> <p>貴社における保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第2条第3項(第2号～第4号)に掲げる書類(事業方法書等)について、下記に該当するので期日までに変更することを命じます。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3ヶ月以内</u>に金融庁長官に対して行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 該当する事由 2. 変更を命ずる事項 3. 期日</p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>別紙様式 I - 48</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(名称) (代表者名) 殿</p> <p style="text-align: center;">財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">特定保険業の不認可について</p> <p>年 月 日付であった特定保険業の認可申請については、保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第2条第7項の規定に基づき審査した結果、不認可としたので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>60 日以内</u>に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>認可しない理由</p>	<p>別紙様式 I - 48</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(名称) (代表者名) 殿</p> <p style="text-align: center;">財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">特定保険業の不認可について</p> <p>年 月 日付であった特定保険業の認可申請については、保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第2条第7項の規定に基づき審査した結果、不認可としたので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3ヶ月以内</u>に金融庁長官に対して行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>認可しない理由</p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>別紙様式Ⅲ－２</p> <p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p>(名称) (代表者名) 殿</p> <p style="text-align: right;">財務局長</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>平成 年 月 日を基準として、(〇〇〇〇等について)貴法人を検査した結果を平成 年 月 日付〇〇第 号で通知したところであるが、通知した事項について、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、保険業法等を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)第 2 条第 12 項において読み替えて準用する保険業法第 272 条の 22 第1項に基づき報告を求め、平成 年 月 日()までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に財務局長に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に基づく異議申立てをすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>	<p>別紙様式Ⅲ－２</p> <p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p>(名称) (代表者名) 殿</p> <p style="text-align: right;">財務局長</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>平成 年 月 日を検査実施日として、(〇〇〇〇等について)貴法人を検査した結果を平成 年 月 日付〇〇第 号で通知したところであるが、通知した事項について、その事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、保険業法等を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)第 2 条第 12 項において読み替えて準用する保険業法第 272 条の 22 第1項に基づき報告を求め、平成 年 月 日()までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に財務局長に対して行政不服審査法(平成二十六年法律第百六十八号)に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>